

令和3年第10回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 令和3年10月27日
13時30分～14時10分

会 場 海老名市役所 6階議員全員協議会室

令和3年第10回海老名市農業委員会定例総会

令和3年10月27日「令和3年第10回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は14名で次のとおりである。

1番 深澤 伸治 2番 宮基 功 3番 清水 澄雄 4番 松島 淳一
5番 鈴木 守 6番 小島 富士男 7番 波多野 寛 8番 市川 和美
9番 竹内 章人 10番 新戸 和夫 11番 守屋 福夫 12番 金指 満
13番 二見 務 14番 大矢 美知子

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 井上 勝 16番 鈴木 信一 17番 尾上 富夫 18番 小松 佐一
19番 猪熊 克行 20番 齋藤 孝一

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 中山 康一、主幹兼係長 草薙 砂織、主査 加藤 友彦

会議事項は次のとおりである。

日程第1 議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第51号 引き続き農業を行っている旨の証明について
日程第3 議案第52号 引き続き農業を行っている旨の証明について（報告）
日程第4 議案第53号 引き続き特定貸付けを行っている旨の証明について
日程第5 議案第54号 農用地利用集積計画（案）について「貸し借り」
日程第6 議案第55号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に
基づく事業計画（案）について

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地の一時使用について
- (2) 農地の使用貸借権の解約について
- (3) 農地転用届出による専決処分について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

会長が開会を宣言した。（開会の時間： 午後1時30分）

【議長】 ただいまの出席委員は、14名でございます。農地利用最適化推進委員6名が出席していただいております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 ご異議なしということでございますので、3番委員、4番委員を指名させていただきます。

それでは、議案書3ページから4ページ、4. 報告事項の（1）活動状況について、（2）農地の異動状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 （先月の活動状況、農地の異動状況を報告した）

【議長】 ただいまの報告につきまして、何かご質問等がありましたらお伺いいたします。ございませんか。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようでしたら、この程度にさせていただきます。

本日は傍聴希望者がございませんので、このまま進めていきたいと思っております。

それでは、議案書5ページ、5. 付議事項、日程第1、議案第50号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号11について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 農地法第3条では、農地または採草放牧地について権利を移転または設定する場合には、原則として農業委員会の許可を受けなければならない旨を規定しております。これは、権利の設定、移転の機会を捉えて農地等が資産保有目的、登記目的等の対象として農業者以外の者によって取得されないようにするとともに、生産性の高い農業経営者によって効率的に利用されることにより、農業生産力の維持拡大を図ることを趣旨としたものでございます。

受付番号11、申請地は、本郷字■■■■■■■■■■、台帳地目、■、現

況地目、■、■■■平米、議案書のとおりです。譲受人は、本郷■■■■■■■■、■■■■■■■■、譲渡人は、本郷■■■■■■■■、■■■■■■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、経営規模拡大です。現地の案内図及び写真は、資料1にございます。

【議長】 地区委員の意見をお伺いいたします。19番委員。

【19番委員】 本件は基本的には問題ないものと考えます。譲受人の■■■■■■■さんは、地域でも専業の露地栽培やっておられる方で、非常に熱心に農業経営をやっておられます。今回、高座清掃施設組合の公園用地に該当する場所にも工事がございまして、その代替用地として今回、本件の土地を求めるものでございます。特に問題はありません。

【議長】 暫時休憩といたします。

(休憩)

【議長】 再開いたします。

ただいま傍聴人がお見えになりましたけれども、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということですので、傍聴を許可したいと思います。

それでは、続きまして、事務局より詳細説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 ■■■さんの農家世帯としての状況は、■さん、妻の■■さん、長女の■■さんが主な農業従事者で、次女の■■さんが手伝いをしているそうです。経営主は、令和2年の農家台帳では■さんになっております。農業への従事状況に関してですが、■さんの農業経験年数は45年、従事日数は300日、妻の■■さんの農業経験年数は29年、従事日数は250日、長女の■■さんの農業経験年数は7年、従事日数は150日、次女の■■さんの農業経験年数は6年、従事日数は60日だそうです。■■■さん世帯の現在の農業経営面積は、自作地の田は■平米、畑が■■■■■■■平米、合計、■■■■■■■平米で、下限面積である30アールを超えております。機械は、トラクター■台、防除機■台、トラック■台を所有しております。また、地域集落の取決めに従い、支障の出ないよう耕作を行う旨、申請書に記載がございます。機械の面、労働力の面、技術の面、どれから

- 【議長】 それでは、受付番号25について、質疑のある方。
(「なし」の声あり)
- 【議長】 ないようですので、意見のある方。
(「なし」の声あり)
- 【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号25について、採決をさせていただきます。
賛成の方の挙手を求めます。
(挙手)
- 【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。
続きまして、議案書7ページ、受付番号27について、事務局から提案説明をお願いいたします。
- 【主幹兼係長】 受付番号27、被相続人は、本郷■■■■■■■、■■■■■■■、相続人は、本郷■■■■■■■、■■■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成30年11月27日から令和3年10月27日までです。特例農地等の明細ですが、本郷■■■■■■■■■、現況地目、■、登記簿地目、■、農業振興地域内、■■平米のほか■筆、合計、■■■■■■■■■■平米、議案書のとおりでございます。事務局で10月6日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されていまして、特に問題ないと思われれます。
- 【議長】 それでは、受付番号27について、質疑のある方。
(「なし」の声あり)
- 【議長】 ないようですので、意見のある方。
(「なし」の声あり)
- 【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号27について、採決をさせていただきます。
賛成の方の挙手を求めます。
(挙手)
- 【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。
次に、議案書8ページから9ページ、日程第3、議案第52号 引き続き農業を行っている旨の証明について(報告)を議題といたします。

として利用されているかという部分を農業委員会が証明します。

受付番号2、被相続人は、本郷■■■■■■■■、■■■■■■■■、相続人は、本郷■■■■■■■■、■■■■■■■■、引き続き特定貸付けを行っている期間は、平成30年11月27日から令和3年10月27日までです。特例農地等の明細ですが、本郷字■■■■■■■■■■、現況地目、■、登記簿地目、■、農振農用地区域内、■■■平米、ほか■筆、合計、■■■■■■■平米、議案書のとおりでございます。事務局で10月6日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されていました。特に問題はないと思われま

す。また、補足で説明させていただきます。相続人は、先ほど日程第2、議案第51号、受付番号27でお諮りいただいた人物と同一でございます。今回の場合で言う特例貸付けは、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の作成により貸付けであり、令和5年12月31日まで貸付けをしているものです。本日、委員の皆様にご了承していただきましたら、証明を発行いたしまして、当事者へ通知をいたします。

【議長】 それでは、受付番号2について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号2について、採決させていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認といたします。

次に、議案書11ページ、日程第5、議案第54号 農用地利用集積計画(案)について「貸し借り」を議題といたします。

受付番号32について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借りについて、当事者より申出がありましたので、農用地利用集積計画(案)を上程いたします。この審議を経て、海老名市に対し計画(案)を送付し、農用地利用集

て、要件については満たしていると判断できましたので、この案件につきましてには特に問題ないと思われま

【事務局長】 私のほうから補足を。今説明にありましたように、申請者の法人は、8番委員のご息が代表取締役を務められておりますが、農業委員会等に関する法律上は、同居の親族またはその配偶者の案件については、当該委員は議事から除斥されているという形になっているのですけれども、■■■さんは市外にお住まいということですので、そのまま議事に参加していただいても問題ないのですが、私が質問してしまうのは変なのですけれども、■■■■はどんな会社なのか、我々もよく承知していなかったもので、差し支えない範囲で、どんなことをしている会社なのか説明していただくとありがたいのですが、よろしいですか。

【8番委員】 農業で得た農産物を販売するということになっています。もともと、大分前に母がというのか、亡くなった父が会社をつくっていたのですけれども、つくっただけであまり活用されていなかったというか、そういう感じなのですが、息子が今度農業を始めるということに当たって、農産物を主に販売していくというのですか、そういうことで会社としてというのでしょうか、うまく言えないのですけど。

【事務局長】 分かりました。定款を拝見すると、不動産とか、いろいろなことが書いてあったので、今、農産物の取扱いをほぼ専門にやっているという理解で。

【8番委員】 農産物の販売を主にやっています。

【事務局長】 分かりました。ありがとうございます。私が聞くことではなかったかもしれませんが。ありがとうございました。

【議長】 それでは、受付番号1について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、採決をさせていただきます。
受付番号1について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

が、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、一時使用は了承とさせていただきます。

次に、議案書14ページ、(2)農地の使用貸借権の解約についてを案件といたします。

受付番号6について、事務局から説明をお願いいたします。

【主査】 受付番号6、届出地は、上郷字■■■■■■■■、現況地目、■、登記簿地目、■、■■■平米、ほか■筆、貸人は、上郷■■■■■■■■■■、■■■、借人は、上郷■■■■■■、■■■■、農用地集積計画作成により行われていた田んぼの使用貸借の解約になります。合意による解約を令和3年10月31日に行いまして、農地の引渡しにつきましても同日に行うという届出内容になっております。この農地につきまして、事務局で10月11日に現地調査を行いまして、農地として適正に管理されていることを確認しておりまして、特に問題ないと思われま。

【議長】 それでは、受付番号6について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号6については了承としたいと思います。が、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、解約は了承といたします。

次に、議案書15ページ、(3)農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

農地法第5条、受付番号38と39の2件について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主査】 議案書の15ページでございまして、農地法第5条第1項第7号の規定による届出となっております。4条はございません。届出期間につきましては、令和3年9月1日から9月30日までの間に届出がされたものとなっております。受付番号38から39の2件で、畑のみで、410.01平米です。これらにつきまして、専決処分で受理したことを一括して報告いた

します。

【議長】 それでは、受付番号38と39について、一括して質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号38と39については、一括して了承とさせていただきますと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、一括して了承といたします。

次に、議案書16ページ、(4)農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを案件といたします。

受付番号12について、事務局から説明をお願いいたします。

【主査】 受付番号12、権利を取得した者は、上今泉■■■■■■■■■■、■■■■■■■■、権利を取得した日は、令和3年9月2日、権利を取得した事由につきましては、相続、取得した権利につきましては、所有権です。農業委員会によるあっせん等の希望は、なしです。届出に係わる土地の所在ですが、上今泉字■■■■■■■■■■、現況地目、■、登記簿地目、■、■■■■■■■■平米、ほか■筆、合計、■■■■■■■■■■平米、議案書のとおりでございます。

【議長】 それでは、受付番号12について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号12について、了承としたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、了承とさせていただきます。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 事務局から何かございますでしょうか。

【事務局長】 ございません。

【議長】 ないようですので、本日の定例総会は終了といたします。

長い時間、ありがとうございました。